

## 石川県保険者協議会作業部会運営要領

### (目的)

第1条 石川県保険者協議会規程第7条の規定に基づき、石川県保険者協議会作業部会（以下「作業部会」という）を設置し、石川県保険者協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査・審議することにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (任務)

第2条 作業部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 石川県内における医療費の調査、分析、評価に関すること。
- (2) 各保険者の保健事業の共同実施に関すること。
- (3) 各保険者の独自保健事業についての調査及び情報交換に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 作業部会は、石川県内の次の区分からの推薦による委員若干名をもって構成する。

- (1) 健康保険組合関係者
- (2) 全国健康保険協会関係者
- (3) 国民健康保険関係者
- (4) 共済組合関係者
- (5) 後期高齢者医療広域連合関係者
- (6) 石川県関係者

2 作業部会は、必要に応じて関係者の参画及び助言を求めることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、第3条に掲げている区分の組織が推薦書を提出し、推薦された委員が従前の職務を行い、任期は前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5条 作業部会には、部会長1名、副部会長1名を置くこととし、部会委員の中から互選する。

- 2 会議は、必要に応じて協議会会長が召集し、部会長がその座長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

4 部会長、副部会長が任期途中で退職又は辞任した場合は、互選に関わらず後任者が従前の職務を行うものとする。また、任期が満了した場合は、後任者が就任するまでは、任期が満了したと同時に退職した者以外については、前任者が従前の職務を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 作業部会の運営等に要する経費については、作業部会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務の処理)

第7条 作業部会の事務は、石川県及び石川県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月29日から施行する。